

平成25年度勝山市人事行政の運営等の状況

勝山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第8号）に基づき、職員の給与や勤務状況について報告いたします。

1、職員の任免及び職員数に関する状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

平成25年度及び平成26年度の各部門別職員数の状況は次の表のとおりです。

（各年4月1日現在 総務省 地方公共団体定員管理調査より）

区 分 部 門		職 員 数（人）		対前年 増減数 （人）	主な増減理由
		平25	平26		
一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	—	
	総 務	50	48	△2	組織改編による減
	税 務	16	16	—	
	農林水産	16	16	—	
	商 工	11	14	3	組織改編、管理部門の兼務解消に伴う増
	土 木	25	26	1	土木部門充実に伴う増
	民 生	36	32	△4	事務の統廃合縮小、退職不補充による減
	衛 生	15	14	△1	退職不補充による減
	小 計	173	170	△3	
特政 別部 行門	教 育	71	70	△1	図書館職員の嘱託化による減
	消 防	37	37	—	
	小 計	108	107	△1	
公 営 企 業等	上 水 道	4	3	△1	業務の合理化に伴う減
	下 水 道	7	6	△1	業務縮小に伴う減
	そ の 他	18	17	△1	介護保険業務の合理化に伴う減
	小 計	29	26	△3	
合 計		310 〔390〕	303 〔390〕	△7 〔—〕	

（注）1 職員数には、教育長（教育部門）を含んでいます。

2 〔 〕内は、条例に定める定数の合計です。

（2）職員の採用と退職の状況

年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
職 種	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数	採用者数	退職者数
行 政 職	4	6	8	10	8	12
技能労務職	0	1	0	4	0	2
合計	4	7	8	14	8	14

(3) 職員定数管理計画の数値目標及び進捗状況

平成25年4月1日現在の職員定数管理計画の数値目標と進捗状況は次の表のとおりです。

計画期間		最終数値目標
始 期	終 期	
平成16年度	平成25年度	職員数を52人削減し、304人とする。

(注) 職員定数管理計画とは、勝山市行財政改革実施計画（平成16年8月策定）に基づき、計画的な職員削減を推進するためのものです。

	進捗状況（累計数）									
	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績
職員数	352人	342人	331人	329人	321人	325人	319人	317人	315人	310人
削減数	4人	10人 (14人)	11人 (25人)	2人 (27人)	8人 (35人)	△4人 (31人)	6人 (37人)	2人 (39人)	2人 (41人)	5人 (46人)
進捗率	8%	27%	48%	52%	67%	60%	71%	75%	79%	89%

(注) 進捗率は、最終数値目標に対するものです。

平成25年4月1日現在の職員定数管理計画の数値目標と進捗状況は次の表のとおりです。

計画期間		最終数値目標
始 期	終 期	
平成25年度	平成32年度	職員数を21人削減し、294人とする。

(注) 職員定数管理計画とは、第2次勝山市行財政改革実施計画（平成25年5月策定）に基づき、計画的な職員削減を推進するためのものです。

進捗状況 (累計数)	
	25年度実績
職員数	310人
削減数	5人
進捗率	24%

(注) 進捗率は、最終数値目標に対するものです。

2、職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況

平成25年度の普通会計決算における人件費の状況は次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (H26.3.31現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件 費率 (B/A)	平成24年 度人件費率
平成 25年度	人 25,132	千円 13,537,127	千円 380,597	千円 2,284,734	% 16.9	% 19.7

(注) 人件費には職員給与費の他、特別職に支給される給料・報酬、市町村職員共済組合負担金等を含みます。

(注) 普通会計とは、一般会計と、様々な特別会計のうち自治体同士を統一的な基準で比較できるように一定の会計を合算した決算統計上の会計をいいます。

(2) 職員給与費の状況

平成26年度の普通会計の当初予算における職員給与費の状況は次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成 26年度	人 274	千円 1,035,685	千円 156,863	千円 369,483	千円 1,562,031	千円 5,722

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成26年4月1日現在の職員（一般行政職）の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢は次の表のとおりです。

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円	歳
勝山市	315,215	341,678	41.8

(注) 1 一般行政職の職員とは、市職員のうち、技能労務職員、消防職員、企業職員、保育士、看護師、保健師、教諭、税務職員等を除いた職員をいいます。

2 給与月額とは、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況

平成25年4月1日現在の職員の初任給の状況は次の表のとおりです。

区分	勝山市	国
	初任給額	初任給額
大学卒	161,600 円	172,200 円
高校卒	140,100 円	140,100 円

(注) 技能労務職員は除きます。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

平成26年4月1日現在の職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額状況は次の表のとおりです。

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	円	円	円
大学卒	263,296	308,986	367,663
高校卒	該当なし	該当なし	337,700

(注) 経験年数とは、卒業後すぐに採用された場合はその後の年数を、採用前に民間勤務歴等がある場合は、その期間を換算し採用後の期間に合算した年数をいいます。

(6) 職員の級別職員数状況

平成26年4月1日現在の職員（一般行政職）の級別職員数は次の表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
代表的な職名	主事 技師	主事 技師	主査	主任	主幹	課長	部長	
職員数	人 7	人 27	人 57	人 33	人 23	人 19	人 10	人 176
構成比	% 4.0	% 15.3	% 32.4	% 18.7	% 13.1	% 10.8	% 5.7	% 100

(7) 職員手当の状況

①扶養手当等

平成26年4月1日現在の主な職員手当の状況は次の表のとおりです。

手当名	勝山市	国の制度との比較
扶養手当	○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外 ①1人につき 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000 円) ②満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000 円を加算	同じ
住居手当	○借家の場合 家賃が12,000 円を超える場合、 ①月額23,000 円以下の家賃を払っている職員 家賃額－12,000 円 ②月額23,000 円を超え、55,000 円未満の家賃を払っている職員 (家賃額－23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 ③月額55,000 円以上の家賃を支払っている職員 27,000 円	同じ

通勤手当	○電車、バスを利用する場合 定期代 55,000 円までを全額支給 ○乗用車等を利用する場合 2～5km 未満 2,000 円 5～10km 未満 4,100 円 10～15 km 未満 6,500 円 15～20 km 未満 8,900 円 20～25 km 未満 11,300 円 25～30 km 未満 13,700 円 30～35 km 未満 16,100 円 35～40 km 未満 18,500 円 40～45 km 未満 20,900 円 45～50 km 未満 21,800 円 50～55 km 未満 22,700 円 55～60 km 未満 23,600 円 60 km 以上 24,500 円	同じ															
期末・勤勉手当	(平成 25 年度支給割合) <table> <tr> <td></td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr> <tr> <td>6 月期</td><td>1.225 月分</td><td>0.675 月分</td></tr> <tr> <td>12 月期</td><td>1.375 月分</td><td>0.675 月分</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2.6 月分</td><td>1.35 月分</td></tr> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.225 月分	0.675 月分	12 月期	1.375 月分	0.675 月分	計	2.6 月分	1.35 月分	同じ			
	期末手当	勤勉手当															
6 月期	1.225 月分	0.675 月分															
12 月期	1.375 月分	0.675 月分															
計	2.6 月分	1.35 月分															
宿日直手当	宿直・日直 1 回当たり 4,200 円を支給	同じ															
管理職手当	○部長級 66,400 円を支給 ○課長級 51,900 円を支給	同様の制度はあるが支給額の比較はできない															
寒冷地手当	職員の世帯等の区分に応じて 11 月から 3 月までの間、7,360 円～17,800 円を支給	同じ															
退職手当	(平成 26 年 4 月 1 日現在支給率) <table> <tr> <td></td><td>自己都合</td><td>勸奨・定年</td></tr> <tr> <td>勤続 20 年</td><td>21.62 月分</td><td>28.98 月分</td></tr> <tr> <td>勤続 25 年</td><td>30.82 月分</td><td>36.57 月分</td></tr> <tr> <td>勤続 35 年</td><td>43.70 月分</td><td>52.44 月分</td></tr> <tr> <td>最高限度額</td><td>52.44 月分</td><td>52.44 月分</td></tr> </table> その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(定年との年数差に応じて 2%～20%加算) ※勝山市は、福井県市町総合事務組合退職手当支給条例に基づいた支給率、加算措置である		自己都合	勸奨・定年	勤続 20 年	21.62 月分	28.98 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	同じ
	自己都合	勸奨・定年															
勤続 20 年	21.62 月分	28.98 月分															
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分															
勤続 35 年	43.70 月分	52.44 月分															
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分															

②特殊勤務手当

平成２５年度の特殊勤務手当の状況は次の表のとおりです。

特殊勤務手当	手当の種類 以下の５種類 １、用地交渉業務従事手当 ２、動物死体汚物処理業務従事手当 ３、感染症防疫業務従事手当 ４、徴収事務従事手当 ５、消防署勤務手当	
	職員全体に占める手当支給職員の割合（２５年度）	23.4%
	支給職員１人当たり平均支給年額（２５年度決算額）	19,677 円

③時間外勤務手当

平成２４年度及び平成２５年度の時間外勤務手当の状況は次の表のとおりです。

区 分	平成２４年度	平成２５年度
支給額	８５，６２５千円	７３，４２２千円
職員１人当たりの平均支給年額	３０６千円	２６８千円

（８）特別職の給料、報酬等の状況

平成２６年４月１日現在の特別職の給料、報酬等の状況は次の表のとおりです。

区 分	給料又は報酬月額	期末手当支給割合
市 長	８５０，０００円	６月期 １．４月分 １２月期 １．５５月分 計 ２．９５月分
副市長	７１０，０００円	
議 長	４４０，０００円	
副議長	３７０，０００円	
議 員	３５０，０００円	

３、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況

平成２６年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	８：３０～１７：１５
休憩時間	１２：００～１３：００

（注）公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りになります。

（２）休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度の概要は次の表のとおりです。

区 分	内 容
年次有給休暇	労働基準法に基づき１年につき最高２０日間を付与。繰越分を含めると最高４０日間（平成２５年度平均取得日数 ５．８日）

病気休暇	90日以内（有給である期間）	
介護休暇	2週間以上6カ月以内の期間において配偶者、父母、子等を介護する職員に与えられる無給休暇。（平成25年度に取得した職員はいない）	
特別休暇	特別な事情で職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇。	
	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	証人等出頭のための休暇	必要と認められる期間
	感染症予防休暇	必要と認められる期間
	公務、通勤上の疾病負傷休暇	必要と認められる期間
	妊娠、産後の健康診査休暇	必要と認められる期間
	女子職員の生理休暇	必要と認められる期間
	骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	1年に5日以内
	結婚休暇	連続する5日以内
	産前休暇	6週間（多胎妊娠は14週間）
	産後休暇	8週間
	授乳休暇	1日2回、1回30分
	出産補助休暇	2日
	男性職員の育児参加休暇	産前又は産後期間中5日
	子の看護休暇	1年に5日以内
	忌引	続柄に応じて1日から7日
	父母の祭日の休暇	1年に1日（父母の死亡15年以内）
	夏季休暇	7月から9月までの期間内で5日
	災害復旧のための休暇	7日の範囲内
	災害事故のための休暇	必要と認められる期間
	災害時の通勤途上の危険回避の休暇	必要と認められる期間
育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる無給休暇（平成25年度に新規に取得した職員は4名（全て女性））	

4、職員の分限及び懲戒処分状況

（1）平成25年度に分限処分の状況

処 分 事 由		人数
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号、第2項第1号	4
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第1項第4号	0
条例で定める事由による場合	地公法第28条第2項	0

(2) 平成25年度の懲戒処分状況

処 分 事 由		人数
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0

5、職員の服務の状況

職員の服務については、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。(地方公務員法(以下「法」という。)第30条)

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(法第32条)
- ・ 信用失墜行為の禁止(法第33条)
- ・ 秘密を守る義務(法第34条)
- ・ 職務に専念する義務(法第35条)
- ・ 政治的行為の制限(法第36条)
- ・ 争議行為等の禁止(法第37条)
- ・ 営利企業等の従事制限(法第38条)

平成25年度の職務専念義務免除及び営利企業従事制限許可状況

許可内容	件数	人数
職務専念義務免除	—	—
営利企業従事制限許可	4	8

6、職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。(法第39条)

平成25年度の職員の研修受講状況

区 分	受 講 者 数 (人)
福井県自治研修所 階層別研修	55
福井県自治研修所 パワーアップ研修	9
市町村アカデミー(千葉県)	4
国際文化アカデミー(滋賀県)	9
自治大学校	1
ヤル気職員支援事業(3件)	4
勤務評価研修(評価者)	36

勤務評価研修（被評価者）	1 7 1
若手職員研修（消防・ビュークリーンおくえつ）	1 4
自衛隊生活体験研修	1 0
健康講座（2回）	3 3
メンタルヘルス研修	1 3 8
御力ゼミ（6回）	3 0 5
コンプライアンス研修	3 5
予算委員会傍聴研修	3 8
新採用職員育成指導	8
新採用予定職員事前研修	8
eラーニング（法令執務）	3

（２）勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています（法第４０条）。勝山市では目標管理の徹底、人材育成の推進、成績主義の実現を目的に「勝山市勤務評価制度」を平成１８年度から試行し、平成２１年度より全職員に導入し実施しています。

７、職員の福祉および利益の保護の状況

（１）福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第４３条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

平成２５年度職員の健康診断の受診状況

一般健康診断	1 9 1 名
人間ドック	7 1 名
がん検診（胃、乳、子宮、大腸）	4 1 名

勝山市においては、職員の福利厚生事業を実施しているほか、職員による互助組織として「勝山市職員互助会」を組織し、職員の健康管理や親睦のための事業を行いました。

平成２５年度勝山市職員互助会の状況

会員数	3 1 5 人
勝山市の福利厚生に係る決算額	4, 5 9 9 千円
勝山市の互助会への公費負担額	5 6 3 千円
会員掛金総額（給料月額千分の1.5）	1, 7 5 9 千円
会員一人当たりの公費補助金額	1, 7 7 6 円
公費負担率	2 4. 2 %

互助会の主な事業内容

クラブ助成	10 クラブ	349 千円
球技大会	158 人	200 千円
研修旅行	270 人	226 千円
人間ドック助成	70 人	400 千円
慶弔金	54 人	231 千円
食堂会繰出金		180 千円

互助会の主な慶弔単価

結婚	5,000 円
出産	3,000 円
会員死亡	30,000 円
配偶者死亡	20,000 円
父母等死亡	5,000 円
病氣見舞	3,000 円

(2) 公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。

平成25年度においては、通勤上、公務上のケガによる災害が4件認定されました。

8 公平委員会業務状況

(1) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます。(地公法第46条)

勤務条件に関する措置の要求の状況 なし

(2) また、任命権者が職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申し立てができます。(地公法第49条、第49条第2項)

不利益処分に関する不服申し立ての状況 なし